定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月十一日

高知県南国市蛍が丘二丁目一番地

四銀コンピューターサービス株式会社

代表取締役　矢野　和彦

限定承認公告

本籍東京都墨田区両国一丁目八番地二、最後の住所東京都墨田区両国一丁目八番九号

被相続人　亡　小川美智子

右被相続人は令和七年一月二十五日死亡し、その相続人は令和八年五月二十九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十一日

埼玉県新座市大和田四丁目一四番一八号

限定承認者　新井　潤子

限定承認公告

本籍東京都文京区小石川一丁目一六番、最後の住所東京都文京区小石川一丁目一六番六―一四〇五号　被相続人　亡　佐々木秀介

右被相続人は令和八年一月二十二日死亡し、その相続人は令和八年六月四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十一日

東京都荒川区西日暮里四丁目五番一〇―五〇六号　限定承認者　佐々木義明

限定承認公告

本籍岡山県岡山市北区富田町一丁目九番、最後の住所岡山県岡山市北区中島田町一丁目五番二号ノーブルハイツ中島田五〇二号

被相続人　亡　竹本眞一郎

右被相続人は令和八年一月二十八日死亡し、その相続人は令和八年五月二十七日岡山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十一日

岡山県備前市吉永町吉永中四八〇番地三ブライトサウス一〇一

限定承認者　森本　真也

限定承認公告

本籍兵庫県相生市那波西本町一四七七番地、最後の住所広島県東広島市本町三番五号エステートピアムラカミ一〇一号

被相続人　亡　伊藤　公隆

右被相続人は令和八年二月一日死亡し、その相続人は令和八年五月十九日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十一日

広島市安佐南区西原九丁目九番三一―九号

相続財産清算人　伊藤　寿人

債権申出の公告（第三回）

当社は、平成十四年十二月三日、旧商法第四〇六条の三第一項の規定により解散しましたところ、残余財産の清算のため、令和七年十一月十三日付で福島地方裁判所郡山支部において清算人が選任されました（令和七年（ヒ）第三号）。

当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十一日

福島県須賀川市大字塩田字西ノ内一〇〇番地

株式会社コスモスーツ

代表清算人　弁護士　武村　陽

連絡先　福島県郡山市麓山一丁目二番一三号

弁護士法人けやき法律事務所

取消公告

令和八年五月八日（本紙第一七〇〇号）掲載の吸収分割公告につきましては、その内容を見直す必要があるため、取消します。

内容が確定した段階で、改めて所定の手続を行う予定です。

令和八年六月十一日

大阪府大阪市中央区本町橋三番六号

ハクゾウホールディングス株式会社

代表取締役　佐々木光一郎

令和八年六月五日（号外第百二十五号）公布法律第三十一号（健康保険法等の一部を改正する法律）

（印刷誤り）

ページ	段	行	誤	正
四七	下	二二一～二二一（終りから）	「分娩費の支給	「分娩（べん）費の支給

令和七年九月二十八日（号外特第二十五号）経済産業省告示第百四十号（外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

		改正後欄	改正前欄
五	〃	第六号	第五号
〃	〃	第六号	第六号

五ページ表中改正後欄一二行目は次のとおりの誤り。

二　居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等であって、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者を指定する件（平成十八年外務省告示第五百四十九号）で定めるものをいう。）、北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者として外務大臣が定めるもの（北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）若しくは北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件（平成二十五年外務省告示第百十八号）で定めるものをいう。）（以下この号及び第六号において「第二号対象者」という。）に対して行う支払又は第二号対象者による本邦から外国へ向けた支払（当該第二号対象者以外の名義で行われるものその他の当該第二号対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

三・四　（略）

同ページ表中改正前欄九行目は次のとおりの誤り。

二　居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等であって、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者を指定する件（平成十八年外務省告示第五百四十九号）で定めるものをいう。）、北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者として外務大臣が定めるもの（北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）若しくは北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件（平成二十五年外務省告示第百十八号）で定めるものをいう。）（以下この号及び第七号において「第二号対象者」という。）に対して行う支払又は第二号対象者による本邦から外国へ向けた支払（当該第二号対象者以外の名義で行われるものその他の当該第二号対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。）

三・四　（略）